

## 令和6年度第1回大阪市児童福祉審議会 社会的養育専門部会

日 時 令和6年5月24日（金）午後6時～午後8時10分

場 所 大阪市役所本庁舎P1階会議室

出席者 委員 : 別紙のとおり

事務局及び市側出席者 : 別紙のとおり

傍聴者 : 0名

### ○司会（大塚課長代理）

ただいまから令和6年度第1回大阪市児童福祉審議会、社会的養育専門部会を開催いたします。本日はお忙しいところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。私は本日の司会進行を務めさせていただきます、大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理の大塚でございます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。お手元の資料2の名簿をご参照ください。名簿順に、皆様をお呼びいたしますので、会場の委員は、着席したままを一言お願いいたします。

関西学院大学 名誉教授、前橋信和委員でございます。

### ○前橋委員

前橋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

### ○司会（大塚課長代理）

続きまして、大阪公立大学現代システム科学域教育福祉学類 教授、伊藤嘉余子委員でございます。

### ○伊藤委員

伊藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

### ○司会（大塚課長代理）

続きまして、関西大学人間健康学部人間健康学科 教授、福田公教委員でございます。

### ○福田委員

福田です。どうぞよろしく願いします。

### ○司会（大塚課長代理）

続きまして、大阪弁護士会子どもの権利委員会 弁護士、西村英一郎委員でございます。

○西村委員

西村です。よろしくお願いいたします。今年1年だけは副会長をやっています。よろしくお願いいたします。

○司会（大塚課長代理）

続きまして、一般社団法人大阪市児童福祉施設連盟 会長、岡本佳久委員でございます。

○岡本委員

岡本でございます。よろしくお願いいたします。

○司会（大塚課長代理）

続きまして、一般社団法人大阪市児童福祉施設連盟母子生活支援施設部会 会長、黒井智美委員でございます。

○黒井委員

黒井です。よろしくお願いいたします。

○司会（大塚課長代理）

続きまして、大阪市里親会 会長、梅原 啓次委員でございます。

○梅原委員

梅原です。よろしくお願いいたします。

○司会（大塚課長代理）

続きまして、新たに委員に就任いただきました土海佐和委員でございます。

○土海委員

土海です。よろしくお願いいたします。

○司会（大塚課長代理）

土海委員は、本市の里親家庭で育ち、現在ファミリーホームで勤務されております。同じく新たに委員に就任いただきました二井夢香委員でございます。

○二井委員

二井です。よろしくお願いいたします。

○司会（大塚課長代理）

二井委員は、本市の児童養護施設で育ち、現在、児童養護施設で勤務されております。

本日は、委員全員のご出席をいただいておりますので、本部会が成立すること及び決定した議事につきましても有効であることをご報告申し上げます。

続きまして、本市の出席者でございますが、本市関係者名簿と配席図をご参照いただきますようお願いいたします。それでは、会議に先立ちまして、こども青少年局子育て支援部長の松村よりご挨拶申し上げます。

○事務局（松村部長）

こども青少年局子育て支援部長、松村でございます。会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、公私、何かとお忙しいところ、大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。また、日頃は本市児童福祉行政、とりわけ社会的養護施策の推進に、ご理解、ご協力賜っておりますことをこの場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。

さて、国から全国的な見直しの方向性が出されておりました社会的養育推進計画につきましては、策定要領が3月12日に発出されました。また、策定要領と共に、全国的に里親等委託率の委託率が低調であることから、都道府県等に様々な取り組みを促していくという趣旨で、里親等委託のさらなる推進を求める通知も発出されております。この度、令和7年度から11年度を計画期間とする次期社会的養育推進計画を令和6年度中に策定することが求められておりますので、本日を含め、今年度、都度5回の専門部会を通しまして、計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

まず、1回目の本日につきましては、現状の課題を中心にご議論をいただきまして、議論を求めてまいりたいと考えております。本市の実情を踏まえつつ、社会的養護施策の充実に向けまして一層取り組んでまいりたいと考えておりますので、本日は、忌憚のないご意見、ご提案いただきますようお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（大塚課長代理）

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。まず、令和6年度第1回大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会と書かれた次第になります。

続きまして、

- 資料1 大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会運営規程
- 資料2 大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会委員名簿
- 資料3 次期社会的養育推進計画策定について
- 資料4 令和6年度社会的養育専門部会開催（変更案）
- 資料5 社会的養育の体制整備の基本的な考え方及び全体像

- 資料6 現計画抜粋（里親委託）
- 資料7 令和5年度末の大阪市における養育形態
- 資料8 里親等委託率の現状と課題
- 資料9 代替養育を必要とするこども数、里親等委託児童数推計
- 資料10 こどもへのアンケート素案（施設入所児童用）
- 資料11 こどもへのアンケート素案（里親等児童用）
- 資料12 こどもへのアンケート素案（退所後児童用）
- 参考資料1 都道府県社会的養育推進計画の策定要領について
- 参考資料2 里親等委託の更なる推進について

資料は以上になりますが、抜けている資料はございますでしょうか。

それでは、当部会の公開についてご説明いたします。資料1をご覧ください。本部会は、運営規定の公開に基づき公開といたします。また、審議会等の設置及び運営に関する指針におきまして、会議の公開の決定をした審議会等は、個々の発言内容の要旨、発言者氏名まで記載された会議録及び答申、報告その他の審議等の結果を記載した書面を速やかに所定の場所において市民等の閲覧に供するものとされておりますので、会議録として委員各位から、発言内容等につきましてはホームページ上に掲載させていただきたいと考えております。委員の皆様方にはご理解賜りますようお願いいたします。

本日傍聴者についてはございません。

次に、本日の流れについて簡単にご説明させていただきます。議事の1番目に、社会的養育の体制整備の基本的な考え方及び全体像、議事の2番目に、代替養育を必要とするこども数の見込みについて、議事の3番目に、こどもへのアンケート案について事務局からご説明させていただき、議事ごとにそれぞれ委員の皆様から質疑をお願いいたします。終了は20時頃を予定しております。それでは、前橋部会長からご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### ○部会長（前橋委員）

一言ご挨拶させていただきます。この社会的養育推進計画、5年目ということですがけれども、もう5年経ったのかというような感じを抱いております。国の方も、これまでの進捗状況が思わしくないというようなこともあって、「後半についてはさらに項目も増やした上で頑張れ。」という、「より一層里親委託の推進を図れ。」というようなことでございます。今年度中に後半に向けての計画をまとめ、そして、それに基づいて次年度以降推進計画の着実な実施に努めていくという、こういうところになります。感想としましては、うまく進んでいないものはやはりそれなりの理由もあるんだろうと。ですから、数字というのは非常に大切なものです。しかしまた、数字の背後にある実情というようなものを踏まえながら議論を深めていければなあ、と。そこで妥当なところというのが見えてくるのではないかという気がしております。

委員の皆様方には、こういう機会ですので、ぜひ忌憚のないご意見をいただきたいというように思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（大塚課長代理）

ありがとうございます。

次に、議事に入る前に、前回の部会でお示ししました次期社会的養育推進計画策定における部会での議題項目スケジュールに変更がありますので、ご説明させていただきます。資料4をご覧ください。

国の策定要領の発出が3月12日ということで、想定より発出が遅れましたことから、第1回から第3回の部会の議題項目スケジュールを変更し、進めてまいりたいと考えております。前回の部会では、令和6年度の第1回部会で5つの項目について審議することとしておりましたが、(7)(8)(9)の項目を第2回の項目に変更し、第2回に予定しておりました(3)(4)(12)の項目を第3回の項目に変更させていただきたいと存じます。

次に、資料3をご覧ください。前回からの変更点についてご説明いたします。まず、資料下段のスケジュール案について、先ほどの項目変更を反映しております。

次に、6月から8月にかけて、府への意見照会、特に記載事項③という記載を追加しています。これは、資料右上の今後の進め方のポイントで、府への意見照会などにより計画へ反映となりますが、これをスケジュールに落とし込んだものでございます。最後に、年度後半のスケジュールですが、児童福祉審議会、親会の開催などを現在の予定に合わせた修正を行っております。変更点は以上となります。

それから、報告となりますが、5月中旬に開催されました区長会議子ども教育部会において、本資料により計画策定の進め方について説明を行っております。議題項目変更、スケジュールの変更については以上でございます。それでは、前橋部会長、議事の進行の程、よろしくお願いいたします。

○部会長（前橋委員）

それでは、議事を進めていきたいと思えます。

議題1. 社会的養育の体制整備の基本的な考え方及び全体像についてということで、この議題について事務局の方から説明をお願いいたします。

## 【議事1】

○事務局（久山課長）

それでは、ご説明させていただきます。こども家庭課長の久山です。よろしくお願いいたします。

～資料5に沿って説明～

議事の1「社会的養育の体制整備の基本的な考え方及び全体像」については以上でございます。

ます。ご審議よろしく申し上げます。

○部会長（前橋委員）

ありがとうございます。ただいま説明がありました内容に関し、何か質問、ご意見等ございますでしょうか。

○西村委員

西村です。4ページ、2の社会的養育の体制整備と基本的考え方のところ、2点質問が。⑬の4行目、家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持のための最大限の努力というところの、家庭支援事業等の中身は、なんか家庭のところ、なんか訪問に行くところの事業的なものの、なんか充実させているところの何かが、どんなものがあるのかなというのが質問の1個です。もう1個が⑮のところ、アンケートと退所者を対象にした座談会を行うんだというところですけど、これはどれぐらいの頻度でやるのかというのを教えてほしいです。

○事務局（久山課長）

まず1点目のご質問の家庭支援事業等につきましては、このおっしゃっていただいた⑬のところの前のページの⑨の下に米印で、家庭支援事業の6つの事業について書いております。これは、児童福祉法上に、これらの事業を推進していくように法律上に位置付けられた事業でございまして、子育て短期支援事業、これはいわゆるショートステイです。一時預かり事業、養育支援訪問事業は保健師が家庭訪問する事業です。子育て世帯訪問支援事業、これは大阪市では家事・育児訪問支援事業という名称で実施しています。児童育成支援拠点事業と親子関係形成支援事業は、新しい事業です。この6つの事業をいろんな実情に応じて、それぞれの自治体でやるようにという事が法律上に位置付けられています。それをどういう形で、どういう分量でするかというのは各都市ニーズ調査をしてやることになっておりまして、そういったことをこの社会的養育推進計画ではなくこども計画の方に盛り込む必要がございまして。その事業の羅列となりますが、そういった事業を活用しながら、代替養育ではなくて、予防的な支援をして、家庭の中で、本来の家庭の中で維持をして、在宅で支援というようなことを進めるということが言われていますので、そのことを書いております。

もう1つの質問のアンケートに関しましては、後ほどまた改めて説明させていただきますが、こちらについては、定点観測と言いますか、毎年やる必要があるかと思っています。今回は計画の策定にあたってのアンケートで、こういった悩みがあって、どういうことが求められているのか、退所後はどういう支援が必要かってことを聞くために今回やりますけれども、毎年それをやっっていこうと思っています。同じ年齢の人に聞いていく。人は変わっていきませんが、年齢が同じところで聞いていくってことで変化を見ていく。そして、意見表明等支援事業といった新しい事業も、そこに質問項目に入れていながら、その事業の認知度を、見て、効果と状況の把握をしていくっていう意味で考えております。

○西村委員

ありがとうございます。

家庭支援事業の内容はそれだというのは分かりました。この「等」と書いてあるので、それの以外の「等」は、その家庭⑬の最大限の努力を行うことが求められていると最大限と書いてあるので、「これ以外も大阪市は気合いを入れて頑張るぞという意気込みが書かれているという理解で良いのですよね。」という意地悪な質問です。はい、それは一応意見だけです。頑張ってくださいということです。

あと、年1回のところの、同じ年代のやるのはそれでいいんだけど、こどもへのフィードバック的なものの観点からは、例えば、小学校6年生の子にアンケートしました。「こんなんが気に入らん。」「みんなが相談できる人がおらへん。」みたいな話が上がってきました。翌年度調査する時に、その子らに聞けなかったら、「いやいや、私はあの時言うてんの、相変わらずなんもなってないやんけ。」みたいな、そんな意見が拾いにくいのではないかと思ったのですが、検討してくださいという意味です。

はい、以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございました。

○伊藤委員

今のアンケートのとこと関連して。私も、その定点観測でいいなと思ったのと、西村委員と同じ疑問を持ったのと、あと、小6、中3、高3にしたのはなんでかなっていうようなところなんです。これまた、当事者委員である2人のご意見も聞きたいなと思うのですが、小学校から中学校に上がって、こういうことが困ったとか、中学校から高校に上がって、今までと違うこういうことが困ったなということが結構出てきやすいのかな。環境が変わると、なんか色々困り事とか、こういうことが、ちょっと支援が欲しいよってことが分かってくるかなと思ったりしたので。高1、中1、小学校はどうしようかな、小4小5かわかんないですけど、小6と中1だとちょっと近いのでっていう感じで、そういう取り方もいいのかなと思ったりしたんですね。何かその高3、中3にこうこだわっている意味とかポイントがあれば教えていただけたらと思います。あと、もし特にこだわりがないのだったら、高1、中1みたいな、環境の変化に伴う何かみたいなのを、こう聞くのはどうかなっていう意見なんですけど。

はい、以上です。

○事務局（久山課長）

小学校、中学校、高校の最高年齢で、それまでのところ聞くみたいなイメージで、そのカテゴリーの中で1番年上っていうことで聞いてみてはどうかというところだったんですけど、

おっしゃるご意見も確かにそうだなと思います。またアンケートのところ、議事3のところでもう1回、改めて、それまでに考えます。すいません。よろしくお願いします。

○伊藤委員

ありがとうございます。

○部会長（前橋委員）

それと、私が思ったのは、西村委員のその「等」の中身ですけれども、「等」、これ項目が追加されたところにもあるんですけれども、妊産婦への支援とかですね、あるいは障害のところも充実していくんだぞというような、こういうふうなところもあって、今まで以上に在宅での家庭支援というのを力入れてやっていこうという、その辺が「等」に含まれるのかなという気がしていました。

○部会長（前橋委員）

他、いかがでしょうか。

それでしたら、この今日のそのアンケートとかですね、その辺については、またこの後でも議題にありますので、途中思い出したらその時に触れていただければということで。

今の議題1についてはこれで終了という形で、大体この内容については理解したということで、よろしいでしょうか。

課題2. 代替養育を必要とする子ども数の見込みについて。この議題について、事務局からの説明をお願いします。

## 【議事2】

○事務局（久山課長）

それでは、ご説明させていただきます。こども家庭課長の久山です。よろしくお願いします。

～資料6、7に沿って説明～

○中央こども相談センター（青木課長）

中央こども相談センターの青木です。よろしくお願いします。

～資料8に沿って説明～

○事務局（久山課長）

引き続きまして、資料9について説明いたします。

～資料9に沿って説明～

長くなりましたが、議事2の「代替養育を必要とする子ども数の見込み」については、説

明は以上でございます。審議をよろしくお願いいたします。

○部会長（前橋委員）

はい、どうもありがとうございました。はい。

○梅原委員

梅原です。里親委託率ですけど、これ始まったときから「委託率上げなあかん。」「委託率上げなあかん。」ところが、ほとんど上がってきてない。里親さんの登録数っていうのは、微増には増えていると思います。そんなに急にこう増えていくっていうことはまずないかもしれないんですけども。その中で委託率どう上げていくのかという中で、ここに委託率減少の原因って、こう書いてあるんですけど、これずっと聞いている話で。じゃ、ここをどうするのという話があるのではないかという気がするんですね。「トレーニングを行った上で、委託してください。」というのは、これまさしく我々もそう思います。本当に難しい子を委託するのは、そう簡単ではないので、やっぱりトレーニングが必要やろうなと思うんですけど。現実的にどういうトレーニングをするのか。ただ一時委託してもらってからのっていうのではなくて、やっぱりペアトレをするとかですね、いろんな方法があると思いますが、そういうのを講じていかないとできないんじゃないかなっていう気がするんです。この実施の年齢とか、これももうずっと言っていることなので、マッチング難しいっていうのは分かります。それから、ファミリーホームの養育者の高齢っていうのは、ファミリーホームだけでなく里親さんも高齢が進んでいます。最近登録する方はやっぱり養子縁組を希望しておられる方が多いんですが、その中でも、サロンなんかで私が聞く話によりますと、やっぱり、養子縁組もしますけども、養育もしたいんだという方も、かなりおられましてですね。だから、そこら辺はもうちょっと取り上げていって、やっぱり養育もしていかないといけないという気がするんですね。中にはですね、未委託の里親さんが大阪の場合はかなりおられると思うんですけど、その方々へのアプローチはどうしておられるのかなという気がします。せっかく登録をされたのに、私のところに連絡があるのは、「委託されない。なかなか委託されないんだ。登録はしているけども委託されない。」そこにはいろんな理由があると思うので、ここで言えるよ、言えるかどうかっていうのは分かりませんが、でも、やっぱりどういうアプローチをしているのかなというのが、ここには全く出てこないの。それと、措置児童との虐待の疑いによりとか、それが減少の原因って書かれてはいますが、1ヶ所か2ヶ所そんな程度の話なんでね。これが減少の原因の中に出てくるっていうのは、僕はちょっと違うんじゃないかな。私も確かに知っております。いろんな形で聞いておる場合もありますけども、これはやっぱり預ける側の状況と体制もあると思うんですよ。とあるファミリーホームさんは発達障害児ですよ、6人ともそうなんですよね。そこにやっぱり補助者もなかなか見つからない中に、もう里親さんが本当に苦勞してですね、大変な思いをしておられるっていう現状も私も聞いております。だから、一概にその擁護力云々でそういうことが起こっているということじゃなくて、預け方も考えていかなければならないんじゃないかな。

それが防止に繋がるような気がいたします。未委託の方とか、里親やろうと思って志しておられる方に、できるような施策っていうか、本当にトレーニングとかしっかりやりながらですね、そういう思いを持っていただいているところに預けていかないと、なかなかモチベーション続かないんじゃないかなという気がしますので。具体的に、より課題としては、より多くの里親さんを確保することが、いや、それはそうですけど、これ課題、今後の課題の取り組みになっているのかな。厳しいこと言って申し訳ないんですけども、もっと具体的にどうするかというようなことをしっかりやっていかないと、本当に増えない。うん、この36.5%なんか程遠いんじゃないかなんていう気がするんですけども。国の数値目標なんかとてもじゃないが、この高い数値目標やと思いますので、その辺の、本当にこう具体的な施策っていうのが必要なんじゃないかな。これずっと聞いててる話なので、あんまり変わってない気がいたします。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。どうぞ。

○西村委員

西村です。原因と課題は出てきているんですけど、原因と課題が出たらパックで対策を考えるっていうのは定番のパックなのに、なぜ対策がないのか先に言っている話と同じですけど、その形式面のところで、ちょっとダメではないのかというのが、まず一点です。「じゃ、対策は？」て、いう話は、委託された里親がむちゃくちゃしんどいという話は昔からあって、じゃ、そこはバックアップの体制だったりとか、支援体制をちゃんと整えたりだとか、たぶん、システムになるはずで、「そうせえ。」て、言われていると思うんですけど。検証せなあかんのは、そのシステムが今現状どうなっていて、「ちゃんと回っているのか？」て、「ちゃんとやっているのか？」て、いうところが見える形にしないと、委員としては意見が言えなくなるので、そこはきちんと明らかにしてほしいなと思います。

里親委託の家庭的な養育っていう話で里親委託になると思うんですけど、施設か里親かっていう、そこが多分論点やと思います。もうちょっと真ん中ら辺のところっていうか、その施設に入っている子なんだけど、個別の、例えば週末里親とかね、もうちょっとこう、いろんな人が入っていて、その子を個別に見てくれるような人みたいなんで、週末里親やったり、なんかメンタルフレンドとかなんか昔あったかもしれませんが、そういう個別制の人は多ければ多い方がええと僕は思っているんです。この登録してはる人が沢山おって、養育のところも興味があるって言うてくれてはるのだったら、どんどん、週末里親的な話で施設の方に入ってきてもらって、入っていてももらったら、必死になってマッチングするというよりは、なんか自然とええ感じになるっていう人だって出てきたら、「その子はその人のところで里親へ行くかい？」みたいな話だって、たぶんあり得ると思います。そういうふうに、極論の話はまだ制度論としてあるんですけど、「真ん中ら辺のところをもうちょっと工夫できないの？」て、これ、僕、大昔から何遍も何遍も言うてるんやけど、そこを工夫して

ほしいなと思いました。以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。

○伊藤委員

伊藤です。先程、梅原委員の方から未委託里親の課題出たんですけど、実は全国の都道府県で見たら、大阪市は未委託率最も低い自治体なんです。1番稼働しているところで、でも、それでも5割ぐらい。でも5割で全国トップクラスになれていくって言うようなところがあって。なので、さっき原因、課題、対策ってところがあったんですけど、これだけ工夫しているのに、全国でも未託率低い方なのに、こんなに大変なんだみたいところは、工夫しているけどダメだからこういう対策がいるんだっていう原因、課題、対策のそのPDCAサイクル回していく上で、これができてない。できてないところをいっぱい原因としてあげてくれているんですけども、やってるけどどうまくいかないみたいな、やってることの分析も必要かなっていうのは思いました。

2つ目が、養子援組についてなんです。養子縁組里親さんが非常に多くて、養子縁組が成立すると委託率から外れてしまう。なので、国が言う委託率として参入することはできないけれども、でも、実は国が言っている家庭擁護推進の原則とパーマネンシーの保障っていう観点から見たら、養子縁組がたくさんできることはいいことなんですよね。なので、そこに計算は入れられないけれども、大阪市に養子縁組里親がこれだけいて、これだけ成立しているんですけどいう部分も出して、正式な委託率には参入できないけど、資料としてそれを出す。それをもし、仮に足したとしたらこうなるみたいところはアピールして、その上で、大阪市として何をしていたかなあかんねんいうようなところを検討できたらいいかなと思うんです。なので、大阪市のその強みみたいな部分もあると思う。その未委託率、実は低いと。実はっていうかは、半々なので。なんかここだけで、大阪市だけで見たら、半分、未委託やないかってなるんですけど、よくケースワークというか、よくマッチングが工夫されている部分なのかなとは、色々見ていると思います。

3つ目ですけど、その減少の原因の中で被措置児童等虐待の部分が出てきていて、確かにそれがクローズアップされると、そういう人が多いんだっていうな、結構インパクトがあるところになるんですけど、ただ現実、委託が増えれば、不調だったり、被措置の問題っていうのは増えてくるっていう、リスクが高まるっていうのがあったりとか。あと、先程の話の中で、補助者がいない中でやっているって、本当は補助者いなかったらダメなんですよっていうことで、だから、その預ける側の問題もあるけれども、行政として、里親さんとかファミリーホームの支援だけじゃなくて、指導監督ができていのかっていうところの振り返りはいると思うんです。ただ、「養育状況報告書をちゃんと出していますか」。とか、ファミリーホームとして登録した時、申請した時に、「補助者がいます、来てくれます。」言っているのに、そしたら、行政としてはそれ信じてたのに、「いないやん」「出ないやん」て、いうふ

うになると、信頼関係が壊れるっていうのがあるので、行政として、里親さんが今どういう状況なんか、家族、同居家族が増えた・減ったとか、仕事始めた・辞めたとか、ファミリーホームをやっているけど、補助者の人はちゃんと毎日元気に来てくれているのかどうなのかとか、コミュニケーションとってますかとか、ちゃんと状況把握できてますかっていうところが大事で、たぶんそれができてない中でいろんなことが起こってきてるので、その原因、課題、対策のところ、対策がないと里親批判、ファミリーホーム批判だけに見えるので、自分たちがこれできてなかったなということで、対策としてそこまで。対策の中に里親トレーニングとか里親研修とかだけが上がってくると、里親さんだけがなんか悪いとファミリーホームだけが良いか良くないみたいになるので、行政としてこれを対策としてやりますっていうことを入れていく方向で、原因・課題・対策っていうのを考えていくと、良くなるかなと思いました。以上です。

#### ○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。特にその数字の全体のところなんですけど、今のお話はどちらかというと資料8に集中していたというところもある。いや、それは目に付いたというか、私自身もこの部分についてはちょっとこう気になったところでありまして、特に里親委託ということになると、児童、保護者、それから里親及びファミリーホーム、そして措置をする児童相談所、あるいは支援機関ですね、ここがそれぞれ非常に深く関わっているんですけども、減少、うまく伸びていない、あるいは、ちょっとこう下向きになったそのところの原因が、これ里親とファミリーホームの中身だけ出ているんですよ。それやったら、もう1つの児童相談所なり支援機関について、それはないのかどうか、そういう問題がある。あるいは、こども自身について非常に難しい、何がどう難しいのか。それについて、具体的な取り組みはこうやった、けどもううまくいってないからこうしようという、それこそ対策がセットでないとですね、これまたどっかで出てくるのかなと、出てきてほしいなというように思うところなんです。その辺について、こども相談センターの方はいかがでしょうか。

#### ○中央こども相談センター（岸本課長）

事務局の方から、今日は現状と課題報告をするようにとの指示で報告させていただきました。

#### ○事務局（久山課長）

そうです。里親委託の推進については2回目でご議論いただきます。

#### ○中央こども相談センター（岸本課長）

我々も、フォスタリング機関と一緒に、今年度どうするかという話をしています。対策を考えていないわけではありません。

○部会長（前橋委員）

じゃ、第2回というところで。

○中央こども相談センター（岸本課長）

もうちょっと説明させてください。国の方も、この間、さらなる里親委託の推進についてという説明会の中でですね、委託率の高いところは登録率が高い、つまり数多くの里親さんを確保しているところが、委託率が高いと分析をされているんですね。だから、登録里親数を増やすっていうのは、もうこれはもう国の言っている方法と一致していますし、マッチングを柔軟にやろうと思えば、多くの里親さんを確保していくのも当然のことなので、当たり前といえば当たり前ですけど、それはもう絶対やっていくべき事と認識しています。そのためにどういうリクルート、啓発広報やっぺいこうかっていうことを今フォスタリング機関と協議、つい先日行ったところです。ショッピングセンターとかイオンモールとかですね、相談会をこれまでずっとやっていて、最初は相談も割とあったんですけど、近年はそこに来る方は減っていて、逆に、大阪市のホームページ「里親ってなあに」を見て、電話がかかってくるってことが増えているっていうことなので、どうやってそこに繋いでいくのかっていうことを考えていかないといけないねっていうことを今話している段階です。国の方でも、ご存じかと思いますが、里親委託を推進するために、全国を3つのブロックに分けて、3ヶ月に1回ネットワーク会議をやっぺ、先進的な自治体の取組を横展開していくということまで言われています。もちろん我々、それを待っているのではなく、これまで色々な報告書に上がっている取り組みも、大阪市でできるものは、効果的と思われるものはやっぺいこうかと考えております。もちろん、予算の制約はありますが、その辺りは今、現在取り組んでいるところです。それから、特養の件、伊藤先生のご意見非常にありがたいんですけども、この件数については毎年わずかですけども増えています。ただ、こども家庭庁の担当者に特養成立件数の評価のことは訴えたんですけど、それはそれ、委託率は委託率と、相手にされませんでした。アピールはやりますけど、国的にはそんな感じです。

○中央こども相談センター（青木課長）

すいません、青木です。委員の先生方のご意見を、私はもう、愛ある叱咤だと思って深く受け止めております。委託率の、もちろん数の向上もそうなんですけど、やはり1人1人のこどもの最善の利益ということ考えた時に、やはりしっかりしたマッチングとか、家庭養育を推進し、特別養子援組をしっかりと遂行していくというのは大事なことだと思うので、本当に私は今日学ばさせていただいたと思っています。もう確かにね、この原因のところ里親さんのことばかり書いて、私も、自分で読みながら、なんかもう、はあ〜って思っていたんですけども。言い訳をするならば、その19.9になった時のショックがね、ギリギリのところ、被措置児童虐待での措置解除が、たくさん的人数、たまたまたくさん人数いるこどもさんのところで解除になって、数字が減ってしまって、もうこんな書き方をしてしまって、もう本当に反省はしていますけども、私たち、やはり支援体制とか措置機関としての責

任っていうのは十分果たしていきなきゃいけないとっていて、1つ1つの事案から学んで、あの対策を1つ1つしていきなきゃいけないっていうのは十分に意識しております。あと、この特別養子縁組に関してなんですけれども、今ですね、意見聴取等措置という取り組み、国からの、児童福祉法の改正で4月から始めておまして、今までも、施設にいる子どもさんの状況に関しては、施設の方からも自立支援計画を出していただいたりとか、私たちが訪問したりして子ども1人1人の状況っていうのは確認をしてきたんですが、やはり漫然というか施設にいる子どもさんっていうのはいないかと問われると、私たちがなかなか苦しいところがあって、私たちの援助指針の見直しをしっかりと行っていく、子どもの意向や施設さんの意見を聞きながら援助指針をしっかりと見直していくことで、やはり長期的にパーマネンシーを考えた時に、この子は特別養子縁組の年齢はちょっといつてるけども移行した方がいいんじゃないかということも子どもさんに関しては、施設と連携しながら、施設の里親支援専門相談員さんとも連携しながらですね、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。

#### ○西村委員

児相の方で頑張ってくれてはるのは、うちも分かっているつもりなんです。なので、その数字が結果的にこうなっているっていうことは、国からしたらちゃんとやってないって言われるかもしれへんけど、ある程度仕方ない面があるとは思っているんです。なので、さっき言うたみたいな感じで、その数字のところは数字としてで、伊藤先生言っはったみたいに、別に大阪市でそのカウントをして、内部で統計数値は取ってみて、全体としてどんなぐらい家庭養護的な話に流れているのかっていうのは、数値としては出してもらって、資料として出してもらう方が、我々としても頑張ってもらっているねっていうのを見える化になるかなど。前も、ちょっと思いついたのがあったので、さっき週末里親みたいにやったらええやないかっていうところの話も、たぶん里親委託のところでは難しい子等の話は個別でやられたら嫌やって親が言うてるとか言うパターンも多いので、そう個別でやらんと、全体で遊びに来てもらってなんか見るとかというのが、工夫ができへんかなっていうのがちょっと今思いついた話で、それは会社の中小企業の人とかが何人か組んで施設に訪問に行くと、こどもらと順繰りに話をするみたいな企画を、取り組みをやってはるところがあって、それは、こどもらはこどもらでこう、いろんな人と会えて喋れるから 楽しい、一定の需要があるんですけど、そんなパターンの里親バージョンみたいなのをやってみるとかいうのもあってもいいんじゃないかなっていうのはちょっと思いついたんで。

以上です。

#### ○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。はい、

#### ○岡本委員

施設の方からのお話でございます。ずっと今、大阪市と施設で今後の定員数・人数にどう

いう形でやっていくのかっていうことのヒアリングをずっとやっていた。今日、僕、初めて656という数字を見せていただいて、大阪市内には児童養護が12ヶ所、それから乳児院が5ヶ所、自立支援が1ヶ所ございまして、特に児童養護に関しては100名もしくはそれに近い数字の定員数が多くて、これちょっとざっくり17で割ると40ぐらいです。その656っていうぐらいになると。今後、今はうちもそうですけど、我々がそうなんですけど、古い、老朽化をしまして、建て替えをしていくっていうのが半分ぐらい、5施設ぐらいあるのかな、5施設か6施設ぐらいありまして。国がこの間出してきたことは、本館はもういらないと。ユニットで16人ぐらいで、あとは全部地域の中に入っていくなさいっていうような指導を受けております。もちろん大阪市内でございまして、簡単に、じゃあそれだけの敷地と建物があるかっていうのは、これは前々からの問題にもなっていますし、賃借の場合は無料では補助金が出るんですけども、なかなかそういう方向。それと、さっき申し上げた、やっぱり人手が非常に不足しております。細くなればなるほど、これは大阪市さんともお話をさせていただいて、例えば、今まででしたら宿直者が1人もしくは2人で大舎制の場合は良かったのですが、これが8個、9個になると今の法律では8人、1日に8人、9人いるっていうことで、1週間で72人と。1対1で6行くと70。例えば9個作って1対1で行ったとしたら7×9、63人いるわけですけど、なんで、6人の場合やったらそれだけの数が回らないということは、じゃ、誰がするのかって言ったら、調理員や施設長まで、宿直をやるんかと。じゃ、夜勤制度にさせていただければありがたいのですが、週に2回も3回もできる夜勤制度にさせていただくと、措置費もアップしてもらわないとあかんとか、いろんな中である。これから、これはずっと私たち言っているんですけど、非常に採用に関しては、金銭面に関しては保育所がすごい優遇されていまして、我々、社会的養護の同じ保育士さんでも全然違います。言い出したら僕、多分30分喋ると思うんであれですけども。非常にやっぱり保育士さんに関する、保育園の保育士さんに関する金銭的な優遇っていうのは非常に多いです。言っているのかな。ユニバのお金はもちろんのこと、ユニバの年パスまでついてますから、それが保育園、大阪市がそういう補助金を出してはるんですよ。我々には一銭もないと。非常に今ちょっとそういうところでは、久山課長とも、しょっちゅうお話をしながらやっているんですけど、非常に保育園に。それやから来てはるかどうか、採用が多いかどうかはちょっと僕もわかりませんが、非常に保育園に関する採用の予算も含めて沢山なされているっていうことに関しては、我々も来月フェアはするんですけども、その辺がちょっとしんどいなと。もう1点お聞きしたいのが、堺と大阪府との兼ね合いってどれぐらい率上がっているのかどうか、大阪市に比べてっていうのはちょっと聞きたいなと思います。確か堺が5年前は1番全国で低かったんですよ、委託率が。

#### ○事務局（大塚課長代理）

すいません、数字までは確定値じゃないっていうことで聞いているんですけども、堺市さんは以前より上がってきているという話で、母数が少ないんで、委託ができれば率がすごい上がるというようなことで聞いていまして、大阪府さんはなかなか伸び悩んでいるというこ

とで聞いております。

○岡本委員

なんかその辺でね、3者で知恵出し合うというのも1つのあれかなと思いますし、今それができる行政体制ではないかなと、僕思っているんで。昔はともかく今はそれもできるんちゃうかなっていう。もしよければ、そういう意見もあっていいかなと。意見交換会みたいなのも大阪府、堺市と大阪市とであっていいかなと思います。以上です。

○部会長（前橋委員）

ありがとうございます。確かに、保育所の保育士さんについては、なんか支度金まで出す自治体も結構あるということで、ニュースになったりしていますしね。

○岡本委員

引っ越し金まで出ますから。

○部会長（前橋委員）

それと、コロナの時に介護職員に向けて特にお金たくさん出たと。で、それが社会的養護については出てない、これはおかしいんじゃないかというようなことが。あれは保育所も出ていたんですかね。介護と保育ですかね。社会的養育が出てないというようなことで、要望を上げていくようになったとか、ありませんでしたっけ？

○事務局（大塚課長代理）

コロナ補助金の関係は、国の方からは制度としてきていまして、活用もいただいているというのはあります。もうコロナの補助は終わりましたけど。

○部会長（前橋委員）

終わったけど、最初のスタートの時にそういうようなことがあったってことがあって。例えば、大阪市なんかでも今あったように、保育所の保育士についてそれだけのことをできるのであれば、社会的養育についても当然同じだけのことは確保する必要があるのではないかというような気がしました。いかがでしょうか。

○福田委員

福田です。いくつかの自治体でこの点の会に今年させてもらってしまして、感想としては、大阪市の今の時点での準備状況ってというのは、すごく資料がまとめられていて、分かりやすかったと思いました。今、かなり議論になりました「なぜ増えないのか。」というところも含めてですね、検討いただいているのは大阪市ぐらいで、その本気度ってというのは伝わってくるなと思いました。ただ、それにしても数字が伸びてこないってところが、多

分、ご担当されている方からすると、厳しいところなんだろうなと思っておりまして、じゃ、どうしていくのかなってところで考えた時の、その委託先について、もう少し今回の計画で詳細に検討してもいいのかなっていうふうに思っています。

例えば、ファミリーホームに委託されている子どもの数って、大きくは伸びていないですよ。委託率を伸ばしているところのいくつかの自治体で、たぶん、ファミリーホームでかなりパーセントが伸びてくるというところがあって。大阪市内の里親をされている方で、ファミリーホームやりたいなと思った場合に、そのファミリーホームができる住まいってどこにあるんだっていう問題がかなりあって。もし、ここでやってくれたらいいですよみたいなところがあれば、やる気のある方がもしかしたらいるかもしれないであるとか、これは埼玉とか意外と伸びているので言にくいんですけど、都市部の建売もそうですし、マンションもそうですけど、里親する仕様になってないですよ。だから、共働きで実子がいて、里子が来た時に余裕を持って生活できる空間って、大阪市内だったら大豪邸みたいなことになっちゃって、多分ちょっと田舎に行った庭付きの家みたいなところとは大分雰囲気が違うので、住まい方みたいなことも考えていく必要があるのかなっていう風には思いました。それから、もう1つは、結局最終、これ数字どこらへんやねんみたいなところが、今日の段階ではなかなか考えるのが難しいなと思いましたが、引いていくところに児童自立支援施設、心理治療施設がこう入ってくるわけですけども、じゃ今、児童養護施設に入っている子ども達で大変だっていう話よく聞くわけですけども、そのこどもたちっていうのは、その児童養護っていうのが果たして本当に適切なかどうか。例えば、児童養護の中から児童心理治療施設に転換すべきところも出てくるのではないかみたいなところも合わせて、検討していくと、いわゆる児童養護施設、高機能化、多機能化って言われていますけども、心理治療もですね、併せてできるような施設の方が適切な子供がいるのかいないのか、そういうことを考えていくと、極端な話で言うと、児童養護が全部心理治療施設になったら里親率ドンと上がるわけですよ。全部は難しいわけですけども、本当に今こどもたちにとってどの施設が必要なのかなっていうところですね、合わせて検討していただかっていうことも必要で、そこらも踏まえながら、最終ですね、なんだろうかっていうところに来るのかな。実は、一つ目の議題で伺いましたその理念のところを見ていると、本当によくできているんですけども、ある意味、大阪市が本当に何をしたいのかっていうのはそんな見えてこなかったんですけども、2個目の議題を聞いていると、国が言っている通りにやらない、それは大阪市の実事情に合わせた数字もしくは計画を立てたいんだっていうのがよく伝わってきましたので、是非その方向で詳細検討していただいていいんじゃないかな、そういった感想を持ちました。以上です。

#### ○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。黒井委員、なんか、いかがでしょうか。母子という、新たにね、ご指針というのはありましたし。

#### ○黒井委員

はい。母子生活支援施設の中でも、こどもさんをすでに児童養護施設さんとかに預けていらっしゃるって入所される家庭、お母さんもいらっしゃるんですけど、入所してから出産してそのこどもさんを育てるところでちょっと難しいなっていう課題が出てくることであって、その時にこども相談センターさんと本人さんとで相談しながら、どういう選択肢、そういった時、赤ちゃんとかが多いんですけど、どういうことか選択がこどもさんにとっていいかなっていう話を、お母さんとこ相さんと職員も入ってするようなことがあるんですけど、その中で、そのお母さんの印象としては、やっぱり専門的なことをやってくれるところがいい、また会いに行ったりできるところがいいみたいな表現になってしまっているのは、傍にいて肌で感じているところがあって。それ以外に、ショートステイとか頼む時にも、一時保護委託の時にも里親さんどうですかっていう話の時も、里親さんがちょっとっていう表現をしはる、それは本当に、生活しているお母さんとしてはそういう表現になることがあるなっていうのは身近では感じていて。ただ、里親さんを委託率増やしていくっていう中で、トレーニング、マッチングっていうところ、すごい課題だっておっしゃっている中で、実際に家庭生活をされている、もしかしたら地域の母子の方とかもそうですけど、本当に広く、どういった支援が実際にできるのかとか、どういったお母さんとか親としてどういった形でこどもと関われるのかみたいなのところがなんか伝わっていくと、もうちょっといけるのかなと思ったりしました。

#### ○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。母子での支援という形で、やっぱり産前産後というようなところで、社会的養護と非常に密接に、正に社会的養護と一体というところもありますしね。年齢的にもそういうことですので、是非、母子の方にも国が言っているというだけではなくて、力を入れていただけたらなあと思っています。今までのところなんですけれども、土海委員あるいは二井委員、初めてこういうところでお座りになって、こういうことを言うてるけどっていうのも、感想ぐらいでも結構です。アンケートのところは後で色々ご意見をお伺いしたいと思っています。もしよければ。無かったらもうスッと行きますけど。

#### ○西村委員

こんな分からはんとか、言うてもらわんと。何を言うとなねんとか

#### ○二井委員

あんまり、こう数字を見てもパツとしないというか。こう、実際自分が働いていても、これを見ただけでは全く分からないので、実際こういう会議に出させてもらって、意見とか聞く中で、私は大阪市で働いているわけではないんですけど、児童養護施設のこどもたちが里親に行けるのって、本当少ないなっていうのが率直な気持ちで。乳児院のこどもが行くっていうのは、乳児院で働いている友達とかからは聞くんですけど、やっぱり養護施設から、い

ろんな特性を持ったお子さんたちが、年齢が高くなった子たちが、やっぱり里親さんに受け入れてもらいにくいという現実はやっぱりあるなっていう、思いました。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。非常に、まさに今の仕事の内容からも伝わってくる貴重なご意見だなっていうふうに思います。

○土海委員

土海です。私も二井さんと一緒に、このざっくりとした数字をパッと見ただけじゃ、正直、何が何だかな感じで、全然把握できてないです。ファミリーホームで補助者させてもらっているんですけど、こういう研修っていうものにあんま参加しなくて、社会がどうなっているかとか、施設がどうなっているか、施設の子どもたちがどうなっているかっていう、一時保護所でもどのくらいのお子さんがあるのかっていう現状がちょっと見えてなくて、これだけじゃ、やっぱ到底想像もつかない数字であったりとして、ちょっとここの機会で色々勉強させてもらったらいいかなって個人的に思いました。以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、どうもありがとうございました。是非、率直なご意見をまたこれからもドンドン出していただけたらいいと思います。いかがでしょうか。ここのところは第2回のところでもう少してということになります。それでは、2のところについては以上でということで、次に進めていきたいと思えます。それでは、子どもへのアンケート案についてということで、この議題について事務局の方からの説明をお願いします。

### 【議事3】

○事務局（久山課長）

それでは、アンケートについて

～資料10、11、12に沿って説明～

議事3の「子どもへのアンケート案」については以上でございます。ご審議よろしく願います。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございますね。はい、どうぞ。

○西村委員

西村です。ちょっといっぱい後でバアと言いますけど。まず、さっきも言いましたけど、全員にやってほしいなという意見です。その物理アンケートやから、気合い入れたら一応全

員行けるんじゃないかというのが僕の意見です。

あと、アンケートの内容の方で、例えば、年齢を絞ってやるのやったら6年生の人へとか、それぞれでこの質問項目いらないんじゃないかとか思ったりもしました。文章全体の、その年齢のこどもが、この言葉で聞いて分かりやすいのかどうなのかっていうのは、1番若い人たちに聞いてみたいなと思っているところです。1ページ目のところの、例えば、「③今の生活に満足していますか。」で、なんかむちゃくちゃこう広くて、各々の例えば生活場面のことであったりとか、学校場面のことであったりとか、そういうふうに区分けしてあげないと、ここの全体評価を後で検証するときなんか、なんかと、この統計が意味あんのかなっていうのがちょっと思いました。あとは、使われない項目なんじゃないかなと。「⑥悩んでいることで困っていることはありますか。」と、いうのも、抽象的過ぎてよく分からへんな。結局、同じなんですけど、その場面分けみたいなのが言えるのではないかな。例えば、「悩み困ってるのに相談できますか。」「その人に直接言いにくい相談等がありますか。」例えば、その施設の中でのことだったら、施設の人に相談しやすいとか、相談しにくいとかってなるけど、「学校での悩みが施設の中でちゃんと教えてくださいか。」とか。場面によって、相談相手がいつも1人なわけじゃなくて、項目によってバラバラに違うのではないかなというのが、ちょっと素朴に思ってるところです。⑨⑩⑪、これは例えば、「意見を伝える時のツールの話の項目を聞いてます。」やから、これは分かりやすいなと思ったんです。ツールのことを喋って、考えていいのねって、こどもが思って、順繰りに満足度書くまで、こう流れていくので、⑨⑩⑪の話はそういう意味で、それぞれの最初になんか抽象的過ぎになってるところはなんか項目分けて聞いてあげる方が分かり良いんじゃないかな。⑫番のところは、こどもが健康で幸せに暮らす権利があります。そのために大人から助けてもらうこともあるし、意見を伝えたり聞いたりすることもできます。こういったことはこどもの権利ノートに書いてありますが、その前提のところの話、そんなん知らんがなんて言ってる子が、思ってる子がおったらどないすんねんという話。内容を理解していたのでしょうかという話の内容だから、その「こどもの権利ノートに書いてありますが」は、いらぬ誘導の言葉じゃないかなと思ったというので、削ったらという意見です。内容を理解していたのでしょうかっていう内容は何を指しているのだと。「こどもは健康で幸せに暮らす権利があります」という内容を理解してますかっていうことを指しているのか、別のことを指して、ちょっと分からなかったです。前提として、こどもらは一体どんな権利があるのかっていう段階から、そもそも分かってなくて。そんな権利があるのやったら、ちゃんと中におる時に教えといてほしかったわっていう声も聞くから、そもそもこんな権利がありますし、全然そんなん知りません、名前だけは知ってます、中身のことは考えて分かってますみたいな、そもそも権利を知ってるか知らんかのところの話も聞いてあげたら、どれぐらい権利性の話の研修とか教育とかっていうのがそれぞれのこどもに入ってるのかが分かるかなと思いました。次の⑬は、施設の見学はありましたかって、いつの見学を指してるんだっていう。時期がよく分からへんところです。これ、措置される前に見学に行っているのか？というクエスチョンがちょっとあって、質問の意図、時期が特に分からへんかったということです。⑭は施設に入る

前に、入った後に不安だったことはありますか。ほんで、あるないとやってるんですけど、この2つの質問が同時回答になっているので、施設に入る前に不安がありましたっていう話なのか、入った後に不満、不安があったのかっていうことの種類ができへん質問になってるんやけど、それはもうどっちでもええねんっていう意図やねんやったらどっちでもいいんですけど、それぞれ入る前の不安と入った後また不安になってきたことは違うから、分けて書いた方がええんじゃないのかなと思いました。⑩も一緒ですね。入る前、入った後の説明で分からないことがありましたかっていう時も、前と後の話が同時質問になっていて、答えがどの項目の答えを指してるのかが分からないっていうのと、説明で分からないことがありましたかって言って、そもそもどんな説明をしたんやっていうことすら私覚えてないねんけどって言う子らも多いんじゃないかなと思って。时期的に大昔の入所時の説明なんて、そんな覚えてんのかなと思ったので、入所時にこんな説明をしますけども、そのところは当時は分かったとか、何言ってるか分からなかったっていう答えになるかもしれないんですけど、説明した内容とか前提書かへんかったら、答えられへんのちゃうかなというのが思いました。⑪は、退所の時期についてどの時期がいいと考えますか。ずっと居たいですっていう答えが用意されていんねんけど、これは立法論をやりようと思っているのかという疑問です。ずっと居られないですよ、おそらく、思ったのが疑問です。⑫は退所した後についてどのような不安がありますか、というのは、ある程度自立する時期に来た時の退所の時期の論点なんやけど、その時期の時の不安を、小学校4年、6年生のこどもに…

#### ○事務局（久山課長）

そちらの設問については高3だけ聞く項目と考えています。

#### ○西村委員

高3だけ聞く。これ、そういうこと。あっほんまや、高3だけの回答か。あっそうですか分かりました。そこを考えずに読んでいたので、今の時点で退所したとするとしたら、なんか不安ある、っていう聞き方かなとちょっと思ったので、分かりました。⑩番は高3。あと1個飛ばしで資料⑫の方です。入所経験のところ②入所していた施設をお答えください。丸は1つと言われると、これ転々としてたらどないすんねん、というので。最後、1番最後とか、なんか時期を特定したらへんやったら。私2つあんねんけどするの、みたいな。④と⑤はリンクしてる話なのかね。困りましたか。その困った時に相談する時はありましたか。という意味でリンクしている理解で。それとも別での話なのかなって、ちょっと分からへんかったということです。⑩番が、施設や里親家庭で困ったことや悩みはありましたか、というのは、これもその施設や里親のところの生活場面のところでの話なのか、学校でのなんか困ったこととか相談できましたかっていう話はどうするのというところが、ちょっと気になりました。

嵐のように喋りましたが、一応思いついたところは、以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、どうもありがとうございました。はい、とりあえず出しましょうか。

○伊藤委員

はい、そうですね。重ならないところ、施設で生活している皆様への1ページから行きま  
すけれども、細かいとこですいません。①の「丸は1つ」てするべきところが「丸はひろ  
つ」になっていますっていうところと、あなたが生活している施設について、母子生活支援  
施設と自立援助ホームが入ってない理由を教えてくださいたいというのがあります。自立援  
助ホームにも高3いるやろな、中3いるやろなとか、母子もいるでしょうねっていうとこ  
ろ。そして、1ページの④のところは施設の職員という選択肢があります。そして、2ペー  
ジに行くと、⑨⑩⑪は施設の先生であるのですが、あっちがうわ、1ページは施設の職員で  
書いてあって、2ページの⑨⑩⑪は施設の先生と書いてあって、3ページの⑳は施設職員で  
書いてあって、表記が揺らいているので、施設の職員で統一したらよろしいかなというふう  
に思いました。ダブルバインドですね。1つの質問で2つのことを聞いているっていうの  
は、もう西村先生がずっと言ってくれてたので、特に㉒のところは、2つどころか、なんか  
色々分かりにくいのでっていうのがありました。あと、㉓からの高校3年生の方のみ回答つ  
てってたんですけども、退所して自立だけじゃないので、退所に当たって不安はありま  
すかっていうのは、みんなに聞いてあげたらいいと思うんです。家庭復帰する子もいれば、  
自立退所する子もいて、でいうことがちょっと気になったのと。でも、その家復帰する子  
のことは聞かないよっていうことであれば、高校3年生はこれっていうのもいいと思うん  
ですけど。でも、中3の子とかにも、進路についての不安とか、将来についての不安を聞  
いてあげてもいいのかなっていうふうに思って、ちょっとここは、質問内容と質問対象者につ  
いて、ちょっと検討した方がいいかな、他の委員の先生方の意見も聞きたいです。っていう  
ようなことです。㉔はシングルアンサーになってますけれども、全部不安っていうこともあ  
りそうだから、マルチでもいいのかなと思ったりしました。調査票が3ページになってる  
ので、偶数だったら、A3両面っていう2つに折ってでいけるので、もうちょっと増やせる  
としたら、あんまり質問増やすとしんどくなるけど、両面1234で偶数だったらいけるかな  
と思ったんですけど。言える悩みと言えない悩みの、なんか相談できる人いますか、はい、  
いるいない。相談事ありますか、いるいないって、なんか「はい・いいえ」だけで聞いている  
けど、どんなことなのかっていうのが選択肢、学校のこととか、実親のこととか、友達  
のこととか、勉強のこととか、将来のこととか、ちょっと選択肢を作ってあげて、○を打つ  
てもらうような。相談したことがある悩みと相談できない悩みとか、それは施設向けも里親  
向けもあった方がいいかなと思いました。因みになんですけど、2年前に自分の調査で、里親  
家庭で暮らしているこどもたちと施設で暮らしているこどもたちとこどものアドボケカシー  
がテーマで意見調査した時に、面白かったのが、里親家庭のこどもたちは、学校の相談とか  
友達の相談は施設のこどもよりも里親さんによく相談できていたんだけど、里親に対する不  
満、つまり養育者に対する不満についてはほとんど相談できてないのと、実親に関する相

談、実親にもっと会いたいとか、面会交流への不満みたいなことも言えてない。その一方で、施設で暮らしている子どもたちは、施設職員への不満は言えている。たぶん、複数職員がいるので、「あの職員ムカつくわ。」みたいな話を他の職員にできたりしてるんでしょうね、とか。後、実親にもっと会いたいとか、そういったことも、面会交流への不満とかも、里親家庭の子供より施設の子供の方がよく言えてるみたいな。その施設の子がよく言えてることと言えてないこと、里親家庭の子がよく言えてること、言えてないことみたいながこう分かって、そうなると、どんな意見聴取の仕組みを作ってあげたらいいのかが、施設のことも向けと里親家庭のこともと多分違うんだろうなみたいなことが見えて来たという感じがあるんです。なので、どんなこと相談してんの？みたいな。逆に相談しづらいことはどんなことなのか、これはじゃあ第三者じゃないとダメだねとか、意見支援表明員が必要やねみたいな根拠にもなってくるかと思うので、なんか、ちょっと項目増やせたらいいなと思いました。続いて、退所された人への調査の②で、入所していた施設を複数マルチアンサーにするっていうご意見出たんですけど、もし最後に入った施設を選ぶっていうシングルランサーならこのままでいいんですけども、今まで入ったことのある施設を全部答えてほしいのであれば、乳児院とか児童自立とか自立援助ホームが入ってないのはなんでかなというふうになるので、全部入れた方がいいかなっていうことと、もう1つが、里親家庭2ヶ所、養護施設2ヶ所みたいな1つの種別について複数行ってる子の中にはいるのではなからうか。養護ー里親ー養護とか養護ー児自立ー養護とかですね、分かりませんが、そこまで聞く必要がないよっていうのであれば、入ったことがある施設だけでもいいし、また、最後に入った施設だけでいいよっていうのであればそれでもいいかもしれないんだけど、これ、後の質問と重なってくるんですけども、⑩で、施設や里親家庭で困ったことや悩みはありましたかってありますよね。これ、ダブルバインドなんでダメなんですね。施設で困ったことはなんですか、里親家庭で困ったことはなんですかって聞いてあげないと、施設では困ってたけど里親では困ってないっていう子が答えにくいので、これ分けなきゃいけないんですけど、プラス、児童自立では困ったことがあったけど、養護施設では困ったことがないわとか、複数の施設経験のある子が答えにくくなっちゃうんですね。アンケートを作る時って、誰が見ても同じ解釈で答えられるように最低限整えるって大事なことなんですね。読んだ人の解釈で答え方が変わるんで、後で使えなくなっちゃうので。なので、ちょっとそこは丁寧に両面で収めたいっていう気持ちがものすごく伝わるアンケートなんですけど、工夫がいるなっちは思いました。以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。

○西村委員

PDCA、結局回せちゃう枠になってるわけやから、それぞれのこの質問項目のところを、多分統計してなんか分析していると思うねんけど、その何を狙ってこの質問してんねんって

いう意識でもう一度見直してもらおうと、もうちょっと質問の仕方が変わったりとか、後で分析する時に使われへんがなみたいな感じにならないと思うんです。ちょっと意識してくださいということです。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございました。

○岡本委員

はい。これ②番のどこなんですけど。あなたの生活してる施設はどこですかっていうのね。児童養護施設っていう、本館で住んではる人と、分園とか地域小規模で住んでる人、要するに6人とか4人で住んでると20人で住んでるのはやっぱり基本的に違うんで、もし中身にそういうのが入れられるのであればやっぱり入れていただければありがたいかなと思います。

○部会長（前橋委員）

これ、時期的にも実施が割と近いので、ちょっとそこは急ぐことは急ぐ、内容的に詰めないかんですが。それで、すいませんが、お二人の委員の方に、土海委員と二井委員に、細かなところもあるかも分かりませんが、ザッとどんな、これはちょっと答えにくいとかあれば。

○二井委員

はい。自分が入所してる時にこのアンケートをするっていうのをちょっと想像して考えたんですけど、先程から言われてるように、何のためのっていうか、自分がもし入所してることもやったら、これ何になんねんって、やっぱり思っちゃう。今の生活に満足してますか、これで不満やったら、じゃあ一体どうなんねんみたいな、書かなあかんから書くけどみたいな子が、ちょっと多いんじゃないかなっていうのは率直な意見としてあります。あと、施設を退所した後の生活についてっていうところでは、高校3年生やから退所するからっていう意味での質問なのか、退所する子に対しての質問なのかで変わってくるし、高校3年生以降も施設にいる子もちろんいるし、高校3年生の時点で、なんて言うんですかね、どっちが、高校3年生っていうところの方が重要なのか、施設を退所した後の自立後を大事にするのかで、学年も変わってくるのかなっていうのと、どの時期がいいと考えるかっていう質問に関しては、それは一体何のための質問なんやなっていうのは、ちょっと思いました。なんて言うんですかね、1人1人退所の時期も違うわけで、高校卒業後に退所する子もいれば、短大とか4大とか行って退所する子もいるわけで、その子その子によって違うのは当たり前なんですけど、どの時期がいいと考えるかって言われても、何のための意味があるのかなっていうのはちょっと思いました。その次の不安は、先程も言われてたんですけど、全部不安なので1つでは足りません。退所された方へのアンケートで、どの程度の人が対象かちょっと

と分からないんですけど、里親家庭を増やすことについて、推進についてどう思いますかって、里親って一体何？っていう子も絶対中にはいると思うんです。特にその大舎で暮らしてて、里親に行ってる子も何人かはいるけど、里親ってなんなんって、思ってる子も絶対いるやろうし、私はその卒業後そういう施設で働いてるからっていうのもあるかもしれないですけど、全くそういう道じゃなくて別の道に進んでる子に里親と施設どっちがいいですかって言われたところで、どうなんやろ。それは逆もしかりやと思うんですけど、里親で暮らしてた子に施設と里親どっちがいいですかって言われても、なんか答えづらいというか、答えが1つになってしまわないかなっていうのは思いました。はい、以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございました。

○土海委員

土海です。私もあまり話すタイプじゃないんで、こういうアンケートもらった時ラッキーって正直思う。自分の意見を書ける場所とツールとしては、こういうアンケートがあると嬉しい子がいるんじゃないかなっていうふうに思います。ないあるとかじゃなくて、皆さんが言っていたみたいに深掘りして行ってほしくて。何について悩んでますか。学校であったり、人間関係であったり、そういう深掘りした話まで書けるような内容にしていたら、子供の本心というか、そういうことまでしっかり声として届くんじゃないかっていうふうに思いました。退所をしてからのアンケートなんですけど、正直これ届いてもあんまり見ないというか、みんな社会人になると仕事で忙しかったり、高卒、短大で施設、里親の元を離れるとやっぱ勉強とかバイトで忙しくなって、正直、このアンケートをパッと開いて、「さあ、書こか」ってなるかって言われると、ちょっと気が重くなるというか、「これからちょっとなんかいっぱい書かなあかんねんな」っていうふうに後回しになっちゃうかなって思いました。だから、この紙というよりも、メールとかQRコードとかでの読み取りとかで、今の流れにあった、時代の流れにあった、そういうアンケートの取り方を対象の方していただけたら、すごい、なんか休憩時間の合間で打てたりとか、ちょっと休みの日に打ってみようかなみたいな気持ちになるんじゃないかっていうふうにと思いました。はい、以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございました。

○伊藤委員

ある自治体で5年に1回ケアリーバー調査をってことで、7年前にやった時、郵送でやって、回収率30%とかあったんだけど、色々反省して一昨年QRコードと紙と両方送ったんですよ。だから、QRコードでやりたい人はスマホでやって、紙で送りたい人は紙でやった

ら、やっぱり回収率上がりました、なので、Google フォームとかでやって、紙でやりたい子は紙でやりたいんですよね。こう、施設にしょっちゅう出入りする子は、こんなの届いたって職員さんのところ行って、「これ自分で読まれへん。」とか、「里親って何。」とか聞きながらやる子とかは紙で返してきて、自分でやる子は、もうスマホで返してきてって感じで、回収率上がって、回答者は半々でした。QR コードの子と、紙の子と。でも、やっぱり効果はあると思います。ただ、作る側がちょっと大変かもしれませんが、はい。

○部会長（前橋委員）

ありがとう。はい。

○梅原委員

今おっしゃってたように、このアンケートって何なのって、どう変わるの。そこが大事なんかなあって、今聞いてて思ってたんです。ですから、私たちファミリーホームとかですね、里親なんかは、なかなかこの意見って、直接聞けるっていうのは、もうよっぽど関係がですね、良くならないとできないところがあると思うんですね。長年おったから、じゃあ色々聞けるかっていうとそうでもないんで。やっぱり本音とか、書けるところを我々にフィードバックしてもらってですね、誰とかではなくてですね、やっぱり里親さんはこういう風に思ってるんやなとか、こういうふうと考えてんねんとかいうのを我々も知らないで、やっぱりこどもの最善の利益ならないんじゃないかなと思ってまして。だからこのアンケートって大事だなと思いますし、その後どう反映してくっていうのは非常に大事なことかなって、聞いていました。

○部会長（前橋委員）

多分それもどういう形でフィードバックするかっていうのは、また案はあるだろうとは思いますが。ただこういうのって難しいですよね。項目が増えると、熱下がるし、項目を増やさんようにしようと思うと、抽象的な聞き方になったりするんで。今いただいたような意見を参考に、もう一度これ少し練っていただいて、あとはもうメールや QR コードも含めて、意見の集約というような形で。どうですかね？事務局として。

○事務局（久山課長）

はい、全面的にいろいろなご意見をいただきましたので、今1つずつに答えていくのは難しいと思いますので、いただいたご指摘のいろいろなポイントをもう一度考え直しまして、ご提示させていただきます。実施は夏までの間には思っていますので、なるべく早く作成しまして、メールでお送りしますので、どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございます。

○梅原委員

お二人の意見をいっぱい聞かれたらいいと思います。

○事務局（久山課長）

はい、そうですね。たくさんのご意見をいただきましてありがとうございます。

○梅原委員

この内容とかね、いろんなこと、お二人の意見をいっぱい聞かれたら。

○事務局（久山課長）

はい。どうやったら答えやすくなるかなと思ひまして、なるべく問いは少なくしようというので、考えましたが、そのためにダブルバインドになったりしている感じですので、もういちど改めて工夫したいと思ひます。

○梅原委員

質問の内容もね。

○事務局（久山課長）

はい、そうですね。たくさんのご意見をいただきましてありがとうございます。

○部会長（前橋委員）

特にこれに限らずですね、今日の中で、「ああ、言い忘れた」とか、これだけちょっと触れときたいんだけどもっというのがあれば、手短に。いかがでしょうか。次言うことになるとね、またちょっと時間がありますので。よろしいですか。

ちょっと私の方から、作成要領の中でね、措置の時の説明について、この施設の種別というか施設名をあげないで説明するというような、そういう方法も考えたらどうかというような、なんかそういう文言があったと思うんですけども、これ、児童相談所での今の取り扱いっていうのはどんなふうになってんのかなと。

○中央こども相談センター（青木課長）

作成要領のところは、里親か施設かということをお問わない同意書に施設入所の保護者の同意書を活用するなどって書いてあったんですが。基本的に、保護者に対して、施設種別をお問わずに同意をしてもらってことは考え難いので、国が何を言っているのかっていうのは、よく分からないところがあり、私たちもよく分からないところありますが。但し、保護者に提示するのは、別に行き先がどうであれ、同じ内容の同意書もらっています。でも、ちゃんと保護者に対してもこどもに対しても、そこに措置されたらどういう生活になるということの説明が大事なので。どちらでもいいように説明して取るみたいなことは、やはり考え難いので、はい。

○部会長（前橋委員）

そうですか。確か28条時は、施設の種別だけではなく、どこへというところまで、なんか書くようにとか、そんな話もあったように思います。

○中央こども相談センター（青木課長）

はい。それは28条、そこに措置することでこどもの福祉がどう叶うかということを立て証する裁判の手続きなので、そういうことになります。

○部会長（前橋委員）

はい、分かりました。

それでは、ちょっと時間オーバーしてしまったんですけども、議題の3については、これで終了したいというようなことで、議事の挙げられた項目についてはできたということなんですけれども。その他というのは、何かありますでしょうか。

○事務局（大塚課長代理）

はい。特に議事はこれ以上ありませんので、終わりましたら、日程の調整させていただきたいと思います。

○部会長（前橋委員）

はい、それでは以上をもって、この会はこれで終了させていただきたいと思います。本当にどうもありがとうございます。日程等、事務的なことは、事務局の方からお願いします。

○事務局（大塚課長代理）

前橋部会長、ご進行ありがとうございました。本日は、委員の皆様、お忙しい中お越しいただきまして、ありがとうございます。本部会議で頂戴したご意見等を踏まえまして、また次回の部会で検討、修正内容を示しさせていただきたいと思います。また、アンケートについては、また修正案、皆様方にメールを送らせていただいて、ご確認いただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、以上を持ちまして、本日の部会を終了させていただきます。ありがとうございます。